

令和5年度子どもの健康づくり事業
「専門家・専門医による指導事業（メディア）」実施要項

島根県教育庁保健体育課
(健康づくり推進室)

1 趣 旨

スマホやゲームをはじめとするインターネット等の利用時間が増加傾向にあり、子どもの電子メディア接触時間の長時間化や不十分な睡眠時間による健康被害等が問題となっている。

各学校等において実施している“青少年の適切なインターネット活用能力の習得”の取組において、各学校等の要望に応じ、子どものインターネット等の利用時間増加による発育、発達の影響について科学的な根拠等をもとに伝え、具体的な行動に結びつく予防策や対応策を提示することのできる専門家を派遣する。

2 派遣の対象となる取組

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒を対象とした講演会等
- (2) 幼稚園、認定こども園、保育園（以下、「幼稚園等」という。）における幼児または保護者を対象とした講演会等
- (3) PTA研修、学校保健委員会等、保護者を対象とした研修会
- (4) 教職員研修
- (5) その他、本事業の趣旨に合う学校・幼稚園等の取組

3 実施期間

令和5年6月2日から令和6年2月29日までの間とする。

4 派遣する講師

大学教授、医師、メディアに関する専門家 他

5 派遣時間

打合せ、振返りの時間も含めて1回につき2時間以内とする。2時間を超過する場合は、事前に保健体育課に相談する。

6 派遣する回数

1校・園につき1回とする。

7 派遣に係る経費の支援

(1) 報償費（県 令和5年度予算単価表による）

県の規定に基づき、2時間までの報償費を保健体育課が負担する。ただし、2時間を超える場合は、受益者が超過分を負担する。

区 分	単 価
大 学 教 授 ・ 准 教 授 級	6,300 円/時間
特殊・専門的知見を有する者 (他の職に就いている場合)	5,100 円/時間
上 記 以 外	3,000 円/時間

(2) 旅 費

県の規定に基づき、保健体育課が全額負担する。ただし、県内在住の講師について支払うことを原則とする。

8 事務手続き

(1) 申 込

実施計画書（様式1）により、令和5年5月12日（金）までに保健体育課に直接申し込む。

(2) 決 定

申し込み内容等を考慮して派遣する講師等を決定する。ただし、前年度「専門家・専門医による指導事業（メディア）」を利用していない学校・幼稚園等を優先して派遣することとする。

決定通知は、所管課を通じ通知する。なお、県立学校及び国立学校については直接保健体育課より通知する。

(3) 報 告

実施報告書（様式2）を活動等終了後、下記のとおり提出する。

- ① 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 保健体育課
(3部提出) (1部保管、2部提出) (1部保管、1部提出)
- ② 幼稚園等 → 保健体育課
(1部提出)
- ③ 県立学校、私立学校、国立学校 → 保健体育課
(1部提出)

連絡先：島根県教育庁保健体育課健康づくり推進室（TEL:0852-22-5425）まで